

2025年3月10日

各位

東京都中央区晴海3丁目13番1号  
利回市場株式会社  
会長 古寺 真浄

## 船井電機の株式取得等に関する「経緯説明書」

### 1. 概要

現在、船井電機株式会社（以下「船井電機」という。）の100%株主はFUNAI GROUP株式会社（以下「FUNAI GROUP」という。）です。なお、FUNAI GROUPの旧社名は「船井電機・ホールディングス株式会社」です。FUNAI GROUPの100%株主はスターゲート株式会社（以下「スターゲート」という。スターゲートの旧社名は「ミュゼホールディングス株式会社」）です。スターゲートの100%株主は利回市場株式会社（以下「当社」という。）です。

私は、1991年9月に、ソフトウェアの開発を主たる事業目的とする株式会社イーアイティーを、兄である古寺誠一郎氏（以下、誠一郎氏という。）と共同で設立し、以来25年以上にわたりIT業界に従事してまいりました。株式会社イーアイティーは、ソフトウェアの受託開発、ITプロジェクトの業務受託、IT技術者の派遣をはじめとするシステムソリューション事業やプロダクト事業などを展開し、事業成長を遂げました。その後、株式会社イーアイティーは上場企業に売却され、現在はソフトウェア業界大手であるSHIFTグループの株式会社クレイトソリューションズとして運営されています。

加えて、私は1999年10月に、ソフトウェアの開発を主たる業務目的とする株式会社エス・エス・イーを単独で設立しました。同社は、JR東日本情報システムや電通テックからの出資を受け、IPOをめざして事業を拡大しました。株式会社エス・エス・イーにおける主要な成果として、JR東日本の100%子会社との合併会社である株式会社イーメディカルの設立に成功したことが挙げられます。この際、私はJR東日本グループにおいて最年少役員に就任しました。

また、経営活動と並行して早稲田大学人間科学部にて「地球環境」「健康福祉」「情報処理」を重点的に学び、4年間で卒業いたしました。その後、株式会社エス・エス・イーはIPOではなくM&Aの形で譲渡しました。

現在、私は約10社（総従業員数：約300名）のオーナー兼会長として、投資およびコンサルティング業務を主たる事業とする株式会社SICTを経営しております。その中の一社である当社がスターゲートの株式取得に至る経緯について、以下の通りご説明申し上げます。

当社は、2024年8月26日にM&Aアドバイザーである阿部豊氏（以下、阿部氏という。）が代表を務めるLONO HEALTH販売（以下「LONO」という。）と、福井啓介氏（以下、福井氏という）が代表を務める合同会社EFI株式ファンド（以下「EFI」という。）と締結したM&Aアドバイザリー契約を引き継いでおります。EFIは福井氏と誠一郎氏が共同経営している会社で2024年9月から10月にかけて誠一郎氏に代表取締役を変更するという話を福井氏と誠一郎氏から話を聞いていました。また当社は2024年9月10日にEFIと上田氏が契約した株式譲渡契約を引き継ぎ、スターゲートの株式を取得している事実関係を上田氏にご説明してきており合意もいただいております。即時抗告の上申書やFUNAI GROUPの登記と船井電機の登記を上田氏に協力してもらい、また上田氏の依頼で2024年11月14日に株式会社Macbee Planet（以下「Macbee」という。）と併存的債務引受契約書に押印もしていることから合意していることが説明できます。

一方、上田氏からスターゲート株式の引き渡しを受けた後、船井電機の旧経営陣から最も重要な船井電機とFUNAI GROUPの代表印の引き渡しをしていただけませんでした。また2024年9月27日に開催され船井電機とFUNAI GROUPの代表者変更の登記をしていただけず、FUNAI GROUPの登記妨害をされていた間の2024年10月24日に準自己破産の申請を

され、当社としてもスターゲートの株式譲渡契約の目的を果たせていないというのが現状です。

今回準自己破産を申し立てた船井秀彦（旧）取締役（以下、秀彦氏という。）は、柴田雅久（旧）取締役（以下、柴田氏といいます）や永田真紀執行役員（以下、永田氏という。）や福井氏らと共謀して代表印を横領し本年9月27日の株主総会および取締役会の決議事項の登記を妨害し上田氏や就任した原田義昭氏（以下、原田氏という。）や私と誠一郎氏を無視して一方的に10月24日に準自己破産を申し立て社員、取引先、株主等に多大なる損害を与えました。申立人である秀彦氏は、柴田氏、永田氏、福井氏の不正を隠蔽するため、また秀彦氏は自身が代表と務める中国船井電機株式会社や自身と親しい船井宝取締役（以下、宝氏という。）が代表を務める株式会社グラフィック（何れも船井電機の100%子会社）の経営権を奪取するため、このような行動をとったと推測できます。

当社は原田氏や上田氏と協力して船井電機およびFUNAI GROUPの民事再生を実現し、上田氏の意向通り債務保証の付け替えを行うよう全力で行いたいと考えております。現在70億円～100億円支援していただけるファンドから意向表明書（残高証明書も取得しております。）を取得しており、早急に民事再生を進めていく所存です。

仮に民事再生が承認されなかった場合でも、船井電機の再建チームと連携し、新会社を設立する予定です。新会社では、AIデータセンターや蓄電池関連の事業に注力し、前経営陣によって不当に解雇された従業員の再雇用をして株式上場をめざします。

株式取得に至った経緯につきましては、以下をご確認ください。

## 2. 経緯

2024年7月初旬

阿部氏が誠一郎氏に対して「上田氏が船井電機を売却する意向があるので、売却候補先があれば紹介して欲しい」と相談した。

2024年7月下旬

阿部氏が誠一郎氏に対して「売却金額は、約50億円で上田氏が船井電機に関する債務保証をしている債務の内、約35億円の引き継ぎをすれば、現金は15億円で問題ない。アドバイザー費用は、別途5億円～6億円が必要となる。」という詳細の説明をした。

2024年7月31日

京都にて、誠一郎氏が、元パナソニック代表専務取締役である榎戸康二氏（以下、榎戸氏という。）と福井氏と株式会社Value社長である池田能文氏（以下、池田氏という。）に船井電機の売却話のことを伝え、この4名を中心とした法人を用意して共同経営しファンドから資金を調達して船井電機を買収する意向を固めた。ファンドの名前は榎戸氏のE、古寺氏と福井氏のF、池田氏のIを取ったEFIファンドにしようということで話がまとまった。誠一郎氏が、ファンドへの出資者を集めるために船井電機の主要資料を送って欲しいと阿部氏に依頼したところ、「守秘義務契約書を提出してくれたら資料を送る」とのことであった。

2024年8月7日

誠一郎氏が、阿部氏に対して榎戸氏と福井氏の守秘義務契約書を提出した後に、誠一郎氏の依頼で阿部氏が榎戸氏と福井氏に対して船井電機の売却主要データをメールで送付した。

（別紙1「阿部氏のメール」参照）

2024年8月13日ころ

阿部氏が船井電機の売却について大阪で会議を行った。出席者は、阿部氏と船井電機の元取締役であり船井電機の旧経営陣を実質束ねていた黒宮彰浩氏（以下、黒宮氏とい

う)、創業者の息子で上田氏のM&Aにより資産が約300億円ある船井哲雄氏(以下、哲雄氏という。)の資産管理をしている司法書士の山本旬氏(以下、山本氏という)、株式会社サミットの開発事業部本部長である木曾丈裕氏(以下、木曾氏という)であった。その会議では、上田氏がない新体制になるのであれば、哲雄氏から30億円から50億円の資金が出せるといった話があった。また哲雄氏は、上田氏には資金を渡したくない意向があるため、株式売買価格は、0円にしてくれと言うことであった。

2024年8月14日ころ

阿部氏が、譲渡草案を作成して黒宮氏、山本氏、木曾氏、に確認を取った後、船井電機取締役である中村肇氏(以下、中村氏)氏に譲渡草案を渡し、中村氏経由で取締役会に提案して合意に至ったとのことであった。

2024年8月中旬

阿部氏が誠一郎氏に対して「上田氏、中村氏、本田稜憲氏、竹下考氏、三戸徳紀氏が船井電機取締役を辞任した新体制であれば、哲雄氏が船井電機に対して30億円から50億円の資金援助する用意がある」という説明をした。また阿部氏は、誠一郎氏に対して、哲雄氏は「上田氏には資金を渡したくないため、株式売買価格は、0円にして欲しい。」とのことであるので「約50億円の債務保証の付け替えをすれば株式売買価格は1円でよい」と説明した。その説明を受けた誠一郎氏は、阿部氏に対し、「自分たちがファンドを組成して資金を集めて債務保証を付け替えし船井電機を再建したい。具体的には「自身が中心となって共同経営するEFIファンドが船井電機を買収したいので株式売買契約をぜひ進めて欲しい」と依頼した。

2024年8月20日

阿部氏が誠一郎氏に対して「誠一郎氏が中心となって運営するEFIファンドが船井電機を買収する意向があるという旨の説明を、上田氏と中村氏に対してしたところ上田氏の承認が取れた」と説明した。

それを受け、誠一郎氏が榎戸氏、福井氏とEFIファンドの設立について打ち合わせをした。その時に福井氏が「代表者は誠一郎氏に変更するので、資本金100万円で小さいですが使っていない私の会社APlat合同会社を使ってください。」と提案した。新設するEFIファンドの法人等は、誠一郎氏が代表をやる予定であったが、少しでも早く買収契約を進めたい意向があったので、誠一郎氏は福井氏の提案を受け入れた。その後、APlatの商号及び代表者を福井氏から誠一郎氏に変更することを司法書士に相談したところ、銀行の審査の時間がかかるとのことだったため商号変更のみを優先し、船井電機を買収後に代表を誠一郎氏に変更することとして2024年8月26日に合同会社EFI株式ファンドに商号変更した登記をした。司法書士のアドバイスは、現在、銀行口座の継続使用について代表者の変更を行うと、口座の新規開設と同様に審査時間がかかるか、もしくは口座が閉鎖する恐れがあるため、代表者の変更を後回しにして商号変更のみを行った方がよいとのことだったとのこと。

(別紙2「EFIの登記資料」参照)

2024年8月22日

阿部氏、誠一郎氏、福井氏が打ち合わせをして、船井電機の新経営陣候補を選定した。  
(別紙3「譲渡草案\_3」参照)

2024年8月25日

誠一郎氏と福井氏が阿部氏に対して、EFIの株式購入意向表明書を提出した。  
(別紙4「株式購入意向表明書」参照)

2024年8月26日

船井電機の100%親会社であるFUNAI GROUPの100%親会社であるスターゲートの株式譲渡に関するM&Aアドバイザリー契約を、LONOと、EFIとの間で締結。当該契約書第9条の2には、「残金の全額の支払いがない場合、スターゲートの全株式をLONOの指定先に1円で譲渡する」旨が記載されている。このころに誠一郎氏と福井氏がEFIを共同経営して

おり、ファンドから資金調達をしているということであった。そして私に船井電機の取締役として経営の立て直しを手伝って欲しいという話を受け承諾した。

(別紙5「全体図」参照)

(別紙6「アドバイザー契約書：EFI」①参照)

2024年8月29日

誠一郎氏と福井氏が、上田氏と面談する予定であったが、台風の影響で持ち回りにてEFIと上田氏の基本合意契約書を締結した。

(別紙7「上田氏が手書きで署名した基本合意契約書」参照)

2024年8月30日

・EFIと上田氏が押印した基本合意契約書を再度締結した。

(別紙8「上田氏が押印した基本合意契約書」)

・EFIが8月26日にLONOと締結したM&Aアドバイザー契約を履行できなかったため、誠一郎氏と福井氏が阿部氏にお願いして第9条の支払時期と金額を変更したスターゲートの株式譲渡に関するM&Aアドバイザー契約を、LONOと、EFIとの間で再度締結し直してもらった。

(別紙9「アドバイザー契約書：EFI」②参照)

2024年9月10日

上田氏がEFIに対し、スターゲートの全株式(100%)を1円で譲渡する株式譲渡契約を締結。ただし当初の話であった50億円を超える債務保証の付け替えが条件となっている。

(別紙10「株式譲渡契約書EFI」①「上田氏と福井氏の契約締結時の写真」②参照)

2024年9月12日

・EFIの福井氏より、利回市場への資金借入に関する電話およびSMSによる嘆願されスターゲートの株式を担保に500万円を貸し付けた。

(別紙11「私と福井氏のSMSのコピー」①②③参照)

・スターゲートの全株式を担保として、利回市場とEFIの間で金銭消費貸借契約を締結。この契約には、借入金担保としてEFIが所有するスターゲートの全株式を譲渡する旨が記載されている。

(別紙12「金銭消費貸借契約書：利回」①②参照)

2024年9月19日

殆どの旧経営陣と新経営陣候補による経営会議及び事業説明会を大阪本社で開催。本会議は13時～17時に及ぶ長時間の会議であり旧経営陣のプレゼンでは、当社の主な赤字事業である、AV事業をT社かS社に40億円以上で売却する話や新規事業等により今後成長していくという前向きな会議であった。資金繰りの話や破産の相談等は一切なかった。帰りの大阪駅のお土産売り場で福井氏から金銭消費貸借契約書およびEFIの印鑑証明書を受け取り、2024年9月25日に債務不履行の場合2024年9月27日付けで株式譲渡契約を締結する話をして承諾を得た。

(別紙13「営業本部ご説明プレゼン資料」参照)

2024年9月20日

阿部氏、誠一郎氏、福井氏が相談して船井電機の役員候補をほぼ固めた。

(別紙14「役員人事\_0920」参照)

2024年9月25日

EFIが弁済期限内に当社に弁済を行わなかったため、当社との金銭消費貸借契約に基づく契約不履行が発生。

2024年9月26日

2024年9月27日に開催する登記書類を司法書士法人鈴木事務所に、別紙14「役員人事\_0920」に沿った登記書類一式を持ち込んだ。2024年10月31日に本書類を預かっている中道先生からの通知書を見ると、登記申請のための不足書類が提出されないまま、船井電機の担当者と連絡が2024年10月7日を最後に途絶えて登記申請を妨害していたことが証明されている。

(別紙15「中道先生からの通知書」①②③参照)

2024年9月27日

・金銭消費貸借契約の担保条項に基づき、EFIはスターゲートの全株式を利回市場に譲渡する株式譲渡契約を締結・実行。株式は利回市場に譲渡されたが、EFIと利回市場が協力してファンドからの資金調達に全力で取り組むこととなった。

(別紙16「株式譲渡契約書：利回」参照)

・スターゲートの株主総会および取締役会を開催し、代表取締役を上田氏から誠一郎氏に変更。※2024年10月7日に登記申請(会社の代表印)

・FUNAI GROUPの株主総会および取締役会を開催し、代表取締役を上田氏から誠一郎氏に変更。※2024年10月11日に登記申請(上田氏の個人実印)

・船井電機の株主総会(株主提案による)および取締役会を開催し、代表取締役を上田氏から原田氏に変更。取締役候補であった福井氏が取締役から執行役員に変更となった。また、別紙17と18に記載の通り代表者印の改印届もある重要な登記であったが、登記申請に関しては、柴田氏、永田氏らの指示管理のもと溝畑氏等が、司法書士法人鈴木事務所の鈴木龍介先生及び中道康純先生とやり取りして申請することとなったが、2024年10月31日の中道先生の通知書によると、その後彼らは登記申請を妨害し2024年10月7日を最後に、連絡を途絶えさせてその登記申請をしなかった。なお船井電機の定款の第12条には、(株主総会の決議及び報告の省略)取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。と記載されている。つまり、100%の1人株主である、FUNAI GROUPの(株主提案による)株主総会は、適法に開催され原田氏等の取締役の就任決議は議決しているといえる。また、後述しているが、船井電機の2024年9月27日株主総会の決議事項を2024年10月11日の株主総会で追認している。

(別紙17「【FE】240926 過去書類」参照)

(別紙18「9/27の登記のため中道先生に渡してある印鑑届出書の予備」参照)

(別紙19「船井電機定款」参照)

2024年9月30日

新経営陣の情報を船井電機のホームページに掲載。辞任した美馬敬氏および正式に取締役に就任していない福井氏、李氏がなぜか記載されている。

ただし美馬敬氏と福井氏に関しては執行役員待遇で活動することとなっていた。

(別紙20「ホームページ会社概要の写し」参照)

2024年10月1日ころ

柴田氏がアメリカのフィリップス社へ行き、AV事業の売却に伴うライセンスの承継承認をもらう。

2024年10月3日ころ

東京の弁護士法人カイロス総合法律事務所の本社にて取締役および執行役員等で資金繰り

の会議を開催。3億円の資金を確保し、10月支払い分の給与支払が可能であることを確認。

2024年10月4日ころ

原田氏によるとT社およびS社と売上高600億円相当のAV事業の売却交渉を開始。10月中には40億円以上の売却益が見込まれるということであった。

2024年10月7日

船井電機の旧経営陣が登記申請を行わなかったため、上田氏から引き渡しを受けていたスターゲートの実印を使用しスターゲートの代表者を誠一郎氏に変更する登記申請をした。

2024年10月9日

・すでにスターゲートの全株式がEFIから利回市場に譲渡されていたが、EFIがLONOに対し、M&Aアドバイザー契約に基づく残金を支払わなかったため、M&Aアドバイザー契約も契約不履行になっていた。阿部氏と交渉しLONOがスターゲートの全株式を1円で譲渡する指定先を利回市場にすることを追認していただいた。2024年10月10日、利回市場がEFIに1円の振込をした。

・利回市場がLONOとEFIの間で締結されたアドバイザー契約を引き継ぎ、新たに利回市場とLONOとの間でアドバイザー契約を締結。支払い条件として、EFIの代表者がFUNAIの代表取締役になることを条件としていることから、EFIと利回市場が連携していることや誠一郎氏がEFIの代表になる約束があったことが分かる。

(別紙21「アドバイザー契約書：利回」参照)

・船井電機が9月27日決議した株主総会及び取締役会の登記について柴田氏、永田真紀執行役員(以下、永田氏という。)らが登記申請を行わず妨害されていた。そのため船井電機の代表取締役である原田氏の依頼を受けた誠一郎氏が大阪本社に出向き柴田氏、永田氏、法務部部長の中川知宣氏(以下、中川氏という。)経理部の溝畑敬明氏(以下、溝畑氏という。)に登記申請と船井電機およびFUNAI GROUPの代表印の引き渡しを求めると拒否された。永田氏から原田氏より止められていると、その場で断られた。その場で原田氏の弟である原田義秀氏(以下、義秀氏という)に電話で連絡し(オンフックで皆に聞こえるようにした。)、原田氏に再度確認してもらったが、止めた事実はないから代表印を引き渡してもらおうよう指示を受けた。それを受け彼らに再度引き渡しを求めたが永田氏が柴田氏に電話等で確認を取り、「亀井弁護士に止められているから渡せない」などと言い断固として代表印を引き渡してもらえなかった。また、船井電機の前社長である上田氏からも代表印を管理していた溝畑氏に代表印を誠一郎氏に引き渡すよう事前にメールで指示を出してもらっていたが、それでも永田氏と柴田氏が連携して代表印を引き渡してもらえなかった。また宝氏とは連絡が取れたが、秀彦氏が常駐する中国船井電機に何度か連絡をしたが居留守のような対応であったので不信さを感じた。その時に誠一郎氏が、船井電機の100%親会社であるFUNAI GROUPの代表取締役として「株主提案により、柴田氏と永田氏、秀彦氏を解任します」と大声で通知した。2024年10月10日にその旨を原田氏に説明し私にSMSで柴田氏と永田氏、秀彦氏の解任の通知を送った。会議室の状況は奥の左側に中川氏、真ん中に永田氏、右側に溝畑氏がいた。手前の右側に誠一郎氏、左側に福井氏がいた。その後、誠一郎と福井氏が大阪のカイロス法律事務所に行き田邊弁護士の前で、9月27日の船井電機の登記について福井氏が早急に進めるようにするという事で合意した。

(別紙22「上田氏のメール：代表印の引き渡し指示」参照)

2024年10月10日

誠一郎氏が私に柴田氏と秀彦氏を船井電機とFUNAI GROUPの代表印を横領し登記の妨害をしていることを理由に解任する旨をメールにて指示をした。

(別紙23「誠一郎氏のメール、妨害と解任について」参照)

2024年10月11日

FUNAI GROUPの代表者変更の登記申請をした。代表印が横領されていたので、上田氏の個人実印と印鑑証明を添付して登記申請を行った。

また、9月27日の株主総会と取締役会の決議事項を追認する株主総会を決議した。つまり100%の1人株主である、FUNAI GROUPの（株主提案による）2024年9月27日の株主総会の原田氏等の取締役の就任決議は適法に議決している。

2024年10月15日:

船井電機の株主総会及び取締役会を開催。2024年10月10日に通知した通り柴田氏と秀彦氏を船井電機とFUNAI GROUPの代表印を横領し登記の妨害をしていることを理由に解任した。新規事業である蓄電池事業や自然冷媒エアコン事業を推進するため、星野弘明氏が取締役に就任した。

2024年10月17日

・FUNAI GROUPの代表取締役が上田氏から誠一郎氏に変更した登記簿謄本の取得を、柴田氏、永田氏、福井氏らの不当な変更登記申請により妨害されたことが、内田司法書士（以下、内田氏という）が私に出したメールにより発覚。

（別紙24「登記簿謄本取得の妨害について、司法書士内田氏のメール」①②参照）

・船井電機の役員報酬の一覧に株主提案書で提案されてなく、取締役に就任していない李氏が記載されている。福井氏と柴田氏は、福井氏や李氏がいつ就任して役員報酬がいつどう決まったのか説明責任がある。役員報酬は黒塗りにしているが、7名の合計は9,772,500円となっており、平均100万円以上の報酬となっている。ちなみに私と誠一郎氏の名前は記載がなかった。社員の給与を不払いにして準自己破産を申請する前に役員報酬は支払う予定をするべきではない。（実際に支払われているかどうかは不明）また、福井氏は社員数百名の前で副社長に就任した旨の挨拶を行ったとのことであった。別紙19「船井電機定款」の第22条には、(取締役の報酬等)取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。と記載されているが、そのような株主総会は開催されていない。

（別紙25「役員報酬一覧」参照）

2024年10月21日

福井氏が柴田氏と共謀して協議書の決議責任者として決裁をしている。これらのことにより福井氏や柴田氏らが船井電機を不当に乗っ取るための活動をしていたことが分かる。逆に私や誠一郎氏が役員報酬一覧に記載されていないことを鑑みると、福井氏、柴田氏、秀彦氏らの乗っ取りがあった証拠となる。また、別紙25「役員報酬一覧」に原田氏が記載されていることや、上田氏や辞任した役員が入っていないことから9月27日の株主総会及び取締役会が開催され原田氏が社長に就任していたという証拠となる。

（別紙26「協議書の決裁書類」参照）

2024年10月24日

FUNAI GROUPおよび船井電機の登記妨害、代表印を不当に引き渡さない横領により登記と経営権の妨害をしていた柴田氏と福井氏と申立人である秀彦氏が、船井電機の乗っ取りに失敗したことにより、様々な不正を隠蔽するために秀彦氏が創業家と称し「準」自己破産を申し立てた。上田氏によると、「秀彦氏は船井電機本体には約2年前に就任したばかりの経歴。創業者のいとこの孫なので法律上、創業者の親族ではない。また秀彦氏は2022年10月に子会社の株式売却益4億8千万の利得を得ている」とのこと。さらに、「その子会社の退職金として1億円の利得を得ている。」とのこと。

（別紙27「文春記事241226号」参照）

2024年10月25日

福井氏が丸の内のイタリアンレストランに来て今後について私と打ち合わせを行った。私に対して自分達（福井氏、柴田氏、永田氏）がFUNAI GROUPの登記を妨害していた旨の説明をした。

2024年10月26日ころ

異例の準自己破産の申請をされたので、登記上の社長である上田氏に即時抗告を依頼したが、9月27日に辞任しているので法的に即時抗告できる立場ではないと断られた。その代わりに原田氏が船井電機の代表者であることを認めている上申書を提出してもらった。また、誠一郎氏がFUFAIFUNAI GROUPの代表者であることを認めている上申書も提出してもらった。

2024年10月27日

福井氏が私に対して、SMSにより原田氏、誠一郎氏等と打ち合わせの打診をしてきたので、私は予定をした。しかし福井氏によると、その打ち合わせが延期になったということであった。

（別紙28「福井氏のSMS 2024年10月27、28日」参照）

2024年10月30日

原田氏が前社長である上田氏の上申書を添付して船井電機の破産に対する即時抗告を申し立てる。別紙28「福井氏のSMS 2024年10月27、28日」のコメントで分かる通り、私は準自己破産の申立人が誰かは分かっていなかった。

2024年11月8日ころ

前記の通り妨害されていた9月27日の株主総会議事録と取締役会の登記を登記するために、上田氏に9月27日に開催した船井電機の株主総会議事録の押印と印鑑証明書を依頼した。上田氏から「9月27日の決議事項の登記には協力するが、債務保証の付け替えに関する契約書に押印することが条件である」と私に話したので、私はそれに承諾した。

2024年11月10日ころ

上田氏よりMacbeeとの債務保証の付け替えに関する依頼のメールを受けた。私は上田氏に譲渡契約はEFIから利回りが引き継いでいるので、EFIの押印は必要ないのではと説明したが、契約を引き継いだとしてもEFIの押印は必要だといわれた。また、私は9月10日当時の印鑑は兄が預かっているが、最近福井氏と連絡が取れていないので福井氏が代表印を変更しているかも知れない旨を伝えたところ、「2024年9月10日付けの株式譲渡契約書に伴う債務保証の追認となるので当時の印鑑と同じ印鑑をお願いします。」と依頼された。その内容を誠一郎氏に伝えて誠一郎氏からFUNAI GROUPの印鑑とEFIの印鑑を預かる。債務保証の付け替えに関する件は、「2024年9月10日にスターゲート株式会社の100%株式を上田氏からEFIに譲渡した譲渡契約書の内容に沿うものなので、預かっている印鑑を押印する許可をもともと福井氏から得ている。」とのことであった。

（別紙29「上田氏の債務保証に関するメール」参照）

2024年11月13日ころ

上田氏よりMacbeeとの債務保証の付け替えに関する契約書に押印し利回市場の印鑑証明書を提出した。その時に同時に、上田氏と相談して作成した開催型である9月27日の株主総会議事録の押印と上田氏の印鑑証明書をいただいた。この株主総会及び取締役会に関しては、柴田氏や永田氏らに妨害されて登記ができていなかった決議事項を上田氏と相談し当時の株主提案での決議事項の実態に合わせた開催型の議事録を作成した。なぜなら「船井電機とFUNAI GROUPの代表印を横領されており、当時の代表印がないのであれば開催型による登記でしか登記ができない」と内田司法書士から言われていたからである。また、後日FUNAI GROUPの印鑑証明書を上田氏に郵送した。

（別紙30「併存的債務引受契約書」参照）



2024年11月14日

代表印の横領等により妨害されていた9月27日および10月15日決議した船井電機の株主総会及び取締役会の登記を申請。繰り返すが、株主提案型の登記申請書類を妨害されており、9月27日までの代表印が横領されていたので、9月27日の決議事項を登記するためには開催型の株主総会でしか登記することができなかったため、司法書士の内田先生および上田氏と相談し、やむをえなく開催型の株主総会議事録を作成し、2024年11月13日に上田氏に個人実印を押印してもらい、その時にいただいた印鑑証明を添付して登記申請を行った。

2024年11月22日

ようやく実態を反映した船井電機の登記簿謄本を入手することができたので、原田氏が即時抗告申立書の追加資料を提出。

2024年12月2日

原田氏が船井電機の民事再生を申し立てる。

2024年12月26日

主に9月27日の船井電機の株主総会及び取締役会の議事録に関して瑕疵があるという理由により、船井電機の破産に関する即時抗告が却下された。

2024年12月27日

上記の指摘を受けたので、10月11日の臨時株主総会ですでに追認しているが、再度船井電機の臨時株主総会で9月27日の登記事項に関する追認の決議をした。

2024年12月28日

上田氏の代理人である加藤・轟木弁護士が、当社に対してスターゲートの株式返還の通知書を送ってきた。

2024年12月29日

船井電機の破産に関する即時抗告が却下された件を不服として原田氏が上訴した。

2025年1月6日

船井電機の民事再生の申し立てについて調査委員が選任された。

2025年1月7日

船井電機の破産管財人から申し立てられているFUNAI GROUPの破産申し立てが開始決定された。

2025年1月8日

上田氏の代理人のオフィスで打ち合わせをした。（上田氏、加藤弁護士、轟木弁護士、誠一郎氏、私）。この打ち合わせは、民事再生に向け協力していこうという内容であった。轟木弁護士のメールの通り、FUNAI GROUPの株式の持ち分に関しては7：3という案ではあったが、相談して比率を決めようということにした。  
（別紙31「加藤・轟木法律事務所の轟木弁護士のメール」参照）

2025年1月9日

上田氏がFUNAI GROUPの民事再生を申し立てる。

2025年2月21日

原田氏が船井電機の民事再生の申し立てについての調査委員に対して再生計画書及び質問に対する回答書を提出した。

2025年3月6日

上田氏にスターゲートの株式返還に関する回答書を当社の代理人が提出した。

2025年3月10日

朝日新聞デジタルに当社のことが報道された。

【添付資料】

- 別紙1「阿部氏のメール」
- 別紙2「EFIの登記資料」
- 別紙3「譲渡草案\_3」
- 別紙4「株式購入意向表明書」
- 別紙5「全体図」
- 別紙6「アドバイザー契約書：EFI」①
- 別紙7「上田氏が手書きで署名した基本合意契約書」
- 別紙8「上田氏が押印した基本合意契約書」
- 別紙9「アドバイザー契約書：EFI」②
- 別紙10「株式譲渡契約書EFI」①「上田氏と福井氏の契約締結時の写真」②
- 別紙11「私と福井氏のSMSのコピー」①②③
- 別紙12「金銭消費貸借契約書：利回」①②
- 別紙13「営業本部ご説明プレゼン資料」
- 別紙14「役員人事\_0920」
- 別紙15「中道先生からの通知書」①②③
- 別紙16「株式譲渡契約書：利回」
- 別紙17「【FE】240926 過去書類」
- 別紙18「9/27の登記のため中道先生に渡してある印鑑届出書の予備」
- 別紙19「船井電機定款」
- 別紙20「ホームページ会社概要の写し」
- 別紙21「アドバイザー契約書：利回」
- 別紙22「上田氏のメール：代表印の引き渡し指示」
- 別紙23「誠一郎氏のメール、妨害と解任について」
- 別紙24「登記簿謄本取得の妨害について、司法書士内田氏のメール」①②
- 別紙25「役員報酬一覧」
- 別紙26「協議書の決裁書類」
- 別紙27「文春記事241226号」
- 別紙28「福井氏のSMS 2024年10月27、28日」
- 別紙29「上田氏の債務保証に関するメール」
- 別紙30「併存的債務引受契約書」
- 別紙31「加藤・轟木法律事務所の轟木弁護士のメール」